◆入居後のご注意

団地における集団生活では、一般の住宅とは異なり、集会所や団地内広場など共同施設の維持管理、その他の日常生活のいろいろなことについて、入居する方どうしの約束ごとや取り決めが必要となります。

入居する方各自がお互いの生活を尊重しながら協力し合い、他の人に迷惑をかけず快適な団地生活を過ごされるようお願いします。

1　使用料のほかに入居者が負担する費用

（1）東京都が徴収するもの

・エレベーターの保守管理費用、台所流し用排水管の清掃費、共用部分の維持管理に係る費用等は使用料と同時に東京都に支払っていただきます。

（2）自治会等(入居者が決定した会計責任者)が徴収するもの

・街路灯・階段灯・エレベーターその他の共同施設の電気料金およびガス、上下水道料金、電管球交換に要する費用、雑排水管の清掃費用、ごみ処理・消毒に要する費用などは入居者が負担する経費であり、自治会等が共益費として徴収しています。

・この費用は入居するすべての方に支払い義務がありますので、必ずお支払いください。

・なお、この費用は 1 か月 1 世帯約 1,500 円～5,000 円程度かかります。

2　駐車場

・団地によっては有料駐車場を設置しています。設置の有無については都営住宅募集センター（03-3498-8894）へお問い合わせください。ただし、全戸数分は設置されていませんので、入居後すぐには借りられない場合があります。

・また、利用者は定期的に抽せんにより決定しますが、駐車できる車両のサイズ・重量に制限があり、これを超えるものは駐車場の利用をお断りしています。
団地内の路上駐車は禁止されていますので、団地内駐車場が確保できなかった方は、団地外の駐車場をお探しください。

・なお、駐車場を契約する際には保証金（使用料の 3 か月分）を支払っていただきます。

3　テレビ受信設備

・地上デジタル放送は、すべての住宅で視聴できます。

・一部地域の団地では都市型ケーブルテレビにより受信している場合があります。このケーブルテレビの場合、衛星放送を受信する場合は有料になります。また、付加サービスについてもケーブルテレビ事業者と利用者との契約となり、都管理機器の故障等による損害についても東京都は一切責任を負いません。

・多摩ニュータウン地区では、ケーブルテレビにより共同受信を行っています。このためテレビを受信する方は、各自で㈱多摩テレビと契約して利用料（月額 1,540 円税込み）を支払っていただくことになります。詳しくは㈱多摩テレビ☎0120-118-493 へお問合せください。

4　動物の飼育のお断り

・他の入居者に迷惑となるので、犬、猫、鳥などの動物の飼育や敷地内での餌やりは固くお断りしています。鳴き声、抜け毛、フン尿等で、近隣の方とのトラブルや、環境衛生悪化の原因となることが多いためです。

・お断りしている、犬、猫、鳥などの動物の飼育を行っている場合は、新たな飼い主を探すなど、対策を講じてから入居してください。

主な注意事項はここに記載したとおりですが、詳しくは公社ホームページに掲載している「住まいのしおり」でお確かめください。

https://www.to-kousya.or.jp/nyukyosha/toei/siori.html

◆入居後の手続・申請など

・入居届
入居後は、入居する方全員、速やかに住民票を都営住宅に異動し、入居届（異動後の住民票を添付）を提出していただきます。

・使用料の減額
所得が一定基準を下回る場合は、申請により使用料を減額する制度があります。

・巡回管理人による定期訪問
巡回管理人が 2 か月に 1 回程度、定期的に訪問します。巡回管理人は、各種申請、収入報告や修繕に関する相談・取次ぎなどを行います。

◆その他の都営住宅募集

都営住宅の入居者募集には、年 4 回定期募集、毎月募集、随時募集があります。
詳しくは公社ホームページをご覧ください。
https://www.to-kousya.or.jp/kouei/toeibosyu/index.html